

移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

1 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果の概要

移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は 15.08%（前年 15.57%）であり、昨年と比較すると 0.49 ポイント減少した。

今回の立入検査結果から確認された課題については次のとおりである。

- (1) 移動タンク貯蔵所における無許可車両数は 117 台であり、過去 10 年間で最多である。
- (2) 前(1)の違反事例を確認すると、容器への詰替えを行うことを目的とする移動タンク貯蔵所の注入ホースの先端部の注入ノズルについて、手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えた注入ノズルに無許可で変更を行っていた事例や、手動開閉装置を開放の状態で固定できるように無許可で改造した事例が、合計 87 台となっており、無許可車両数 117 台の内 7 割以上を占めている。
- (3) 移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は 926 台（前年 1,088 台）であり、昨年と比較すると 162 台減少しているが、依然、他の項目と比べても非常に違反台数が多い。

2 総括表

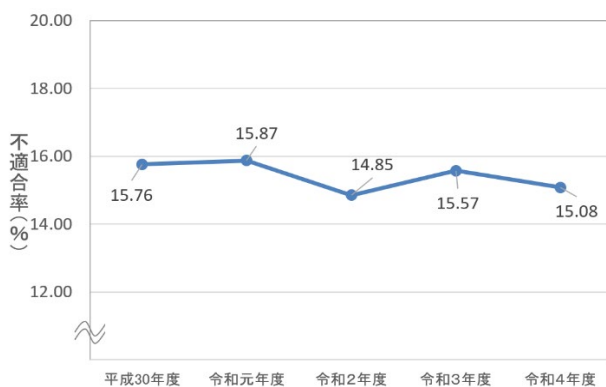
実施場所	実施 消防 機関数	実施 場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両			警察機関 との 協力状況	
			実施車両数		不適合等車両数						実施 車両数	不適合 車両数	認識状況 不良車両数		
					不適合車両数		無許可車両数								
			他の行政庁	(a)+(b)	他の行政庁	(a)	他の行政庁	(b)	他の行政庁	実施 車両数	不適合 車両数	認識状況 不良車両数	有	無	
道路上	545	770	1248	696	264	136	254	131	10	5	301	39	0	543	2
常置場所	424	4735	13847	13	2042	1	1960	1	82	0					
危険物の 積卸し場所	47	121	674	142	79	20	72	19	7	1	61	7	0		
その他	223	741	6698	6	1030	3	1012	3	18	0	171	8	0		
合計	※ 707	6367	22467	857	3415	160	3298	154	117	6	533	54	0		

- 備考 1 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。実施場所の「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積卸し場所以外の場所をいう。
- 2 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1 件以上不適合が認められる車両をいう。
- 3 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。
- 4 「認識状況不良車両」とは、運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況が不良と認められる車両をいう。
- 5 移動タンク貯蔵所の基準不適合車両数、無許可車両数及び不適合車両数等欄の「他の行政庁」の欄は、それぞれの車両数のうち、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数である。
- 6 ※の「実施消防機関数」の合計は、延数ではなく実数である。

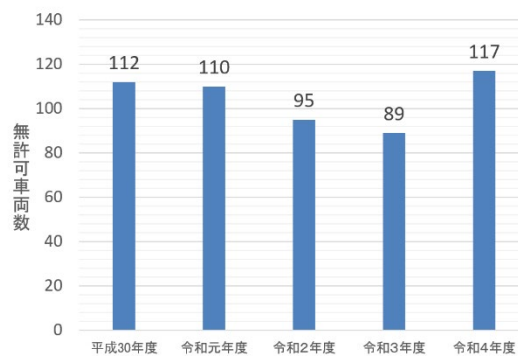
3 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数等の推移

年度	移動タンク貯蔵所					危険物運搬車両			合 計		
	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合 車両数	無許可 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合率 (%)
平成30年度	22,884	3,636	3,524	112	15.89	566	59	10.42	23,450	3,695	15.76
令和元年度	22,820	3,647	3,537	110	15.98	563	65	11.55	23,383	3,712	15.87
令和2年度	21,977	3,288	3,193	95	14.96	496	49	9.88	22,473	3,337	14.85
令和3年度	22,202	3,495	3,406	89	15.74	530	44	8.30	22,732	3,539	15.57
令和4年度	22,467	3,415	3,298	117	15.20	533	54	10.13	23,000	3,469	15.08

(参考)



不適合率の推移 (最近5年間)



無許可車両数の推移 (最近5年間)

※ 無許可車両とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。

4 基準不適合車両の項目別内訳

項 目			不適合車両数		増減数	
			令和4年度	令和3年度		
移動タンク貯蔵所	貯蔵、取扱の基準不適合 (法第10条3項)	許可品目以外の貯蔵（政令第24条第1号）	15	20	-5	
		貯蔵、取扱の不備による流出等（政令第24条第1項第8号、政令第26条第1項第7号）	29	38	-9	
		マンホールのふた不適合	8	8	0	
	完成検査済証等備え付け義務違反（政令第26条第1項第9号）		429	572	-143	
		その他の貯蔵、取扱の基準違反（政令第24条～第27条（上記の各項号を除く））	191	212	-21	
	小 計		664	842	-178	
	設備等の基準維持義務違反 (法第12条第1項)	常置場所に係る基準不適合（政令第15条第1項第1号）	123	69	54	
		タンク本体に係る基準不適合 (政令第15条第1項第2号、第3号、第7号、第8号)	塗料の剥離発錆	225	228	-3
			変形、破損	14	14	0
			流出有	0	0	0
		附属装置に係る基準不適合 (政令第15条第1項第4号（防波板を除く）、第5号、第6号)	その他	54	35	19
			変形、破損	33	33	0
			機能不良	47	38	9
		配管及び弁等に係る基準不適合 (政令第15条第1項第9号～第12号)	その他	65	41	24
			変形、破損	31	24	7
			流出有	0	1	-1
		電気設備、接地導線の不良等（政令第15条第1項第13号、第14号）	機能不良	139	92	47
			その他	128	132	-4
			表示、標識の未設置等 (政令第15条第1項第17号)	507	529	-22
		消火器の未設置等 (政令第20条)	未設置、不足	53	63	-10
			その他	344	393	-49
			未設置、不足	126	66	60
			その他	476	349	127
		その他の設備等の基準不適合（政令第15条第1項（上記各号を除く））	462	524	-62	
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合（政令第15条第2項）	0	0	0		
	IMDGコード不適合	0	0	0		
	給油タンク車の特例基準不適合（政令第15条第3項）	1	0	1		
	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合（政令第15条第4項）	0	0	0		
	小 計		2828	2630	198	
移送の基準不適合 (法第16条の2)	危険物取扱者無乗車（法第16条の2第1項）	4	10	-6		
	運転要員不足（政令第30条の2第2号）	0	3	-3		
	危険物取扱者免状不携帯（法第16条の2第3項）	28	41	-13		
	その他の移送基準に係る不適合（政令第30条の2第1号及び第3～5号）	6	19	-13		
	小 計	38	73	-35		
定期点検に係る義務違反（法第14条の3の2）		926	1088	-162		
漏れの点検未実施		374	417	-43		
危険物取扱者の保安講習義務違反（法第13条の23）		368	375	-7		
合 計		4824	5008	-184		
危険物運搬車両	運搬の基準不適合 (法第16条)	運搬容器の技術上の基準不適合（政令第28条）	2	2	0	
		積載方法基準不適合 (政令第29条)	収納、表示不適合（政令第29条第1号、第2号）	9	3	6
			流出有	0	0	0
			積載不適合（政令第29条第3号、第4号、第7号）	10	11	-1
			被覆不適合（政令第29条第5号）	0	0	0
			混載不適合（政令第29条第6号）	0	0	0
		小 計		19	14	5
		運搬方法基準不適合 (政令第30条)	標 識 (政令第30条第1項第2号)	3	10	-7
			消 火 器 (政令第30条第1項第4号)	8	5	3
			未提示、不足	11	13	-2
			そ の 他	18	8	10
			そ の 他	11	11	0
	小 計		51	47	4	
そ の 他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	0	5	-5		
合 計		72	68	4		

5 イエローカードの携行状況

- (1) 移動タンク貯蔵所 携行率 99.0% (201台/203台)
- (2) 危険物運搬車両 携行率 82.2% (60台/73台)

備考 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の結果を踏まえ、次の1から4までの観点から、下記に掲げる事項を危険物の移送等における保安確保のための重点項目とする。

- 1 重大事故の発生を防止する観点
- 2 近年の事故の傾向であるヒューマンエラーや腐食疲労等劣化による事故を防止する観点
- 3 基準不適合車両数が昨年と比べ顕著に増加している項目を低減させる観点
- 4 無許可変更車両数を低減させる観点

この重点項目に留意の上、危険物を輸送する事業者に対し危険物安全週間等の機会を捉え、継続的に指導を行うなど、保安確保の徹底を図るものとする。

記

【重点項目】

1 移動タンク貯蔵所に関する項目（無許可又は基準不適合車両率（％））

- (1) 位置、構造又は設備の変更に係る変更許可申請の周知徹底（法第11条第1項:0.5%）
（常置場所及び注入ノズルの無許可変更事例が多い）
- (2) 定期点検の実施及び点検記録等の備え付けの徹底
（法第14条の3の2違反：4.1%、政令第26条第1項第9号違反：1.9%）
- (3) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底
（政令第15条第1項第13号、第14号違反：2.3%）
- (4) 危険物取扱者の保安講習受講、乗車及び免状携行の徹底
（法第13条の23違反：1.6%、法第16条の2第1項違反：0.02%、
法第16条の2第3項違反：0.1%）

2 危険物運搬車両に関する項目（基準不適合車両率（％））

- (1) 運搬する危険物に適應する消火設備の設置の徹底
（政令第30条第1項第4号違反：5.4%）
- (2) 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底
（政令第29条3号、第4号、第7号違反：1.9%）

3 危険物運搬車両におけるイエローカード等の携行

必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底
（イエローカード不携行率：17.8%）

消 防 危 第 8 号
令和 5 年 1 月 19 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長
日本貨物運送協同組合連合会会長
日本危険物物流団体連絡協議会会長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物施設等における事故防止に御尽力いただくとともに、消防行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおり取りまとめました。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し、貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、法令違反事項の改修に係る指導及び改修の確認を徹底し、危険物の輸送中における危険物の保安を確保していただくようお願いします。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室

危険物指導調査係 佐藤、葛西

TEL 03-5253-7524 (直通)

電子メールアドレス

kikenbutsukiseijimu@ml.soumu.go.jp

(別添及び別記は同様のため省略)

別添3

消 防 危 第 8 号
令和5年1月19日

一般社団法人日本化学工業協会会長 } 殿
一般社団法人日本化学品輸出入協会会長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物行政への御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和4年11月1日から同年11月30日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおり取りまとめました。

貴団体におかれましては、「危険物輸送時における発注者（荷主）を主体とした関係事業者間の情報共有について（依頼）」（令和4年12月13日付け消防危第277号）により、輸送事業者がイエローカードの携行を徹底できるよう、発注者（荷主）からの危険物情報の伝達等の徹底をお願いしているところですが、別添の結果をご参考にして頂き、引き続き加盟会社に対して、この旨周知くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室

危険物指導調査係 佐藤、葛西

TEL 03-5253-7524（直通）

電子メールアドレス

kikenbutsukiseijimu@ml.soumu.go.jp

（別添及び別記は同様のため省略）